

平成30年 第9回 総会 議事録

池田町農業委員会

開会及び閉会日時等	開会 平成30年10月 1日 午前13時30分			
	閉会 平成30年10月 1日 午前13時54分			
	上記のうち休会とした日	月 日	・ 月 日	0 日間
場 所	池田町役場庁舎3階東会議室			
出席委員	1 番 丸山 馨	2 番 工藤由美子	3 番 井上 茂	
	4 番 北西 國博	5 番 島田 伸一	6 番 吉野 裕治	
	7 番 木下 幹夫	8 番 河口 賢悟	9 番 林 忠司	
	10 番 福田 秀利	11 番 山村 幸喜	12 番 村中 秀樹	
	13 番 野澤 敬裕	14 番 永田 達也	15 番 永井 弘孝	
	16 番 吉野 一朗	17 番 金川 達洋		
欠席委員	番	番	番	
	番	番	番	
委員及び傍聴人を除き総会に出席した者	農業委員会等に関する法律第29条第1項により出席した者		なし	
	議長が出席を認めた者		なし	
	農業委員会事務局	事務局長 佐藤 博 孝		
		農業振興係 主事 吉國 耀 太		
総会に付議案等	議案番号等	件 名	件数	審議結果等
	報告第1号	農地法第18条の規定による通知の件	2 件	報告済
	報告第2号	農業振興地域整備計画の変更（用途変更等の軽微な変更）に係る専決処分の件	1 件	報告済
	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請の件	1 件	承認 1 件
	議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	1 件	承認 1 件
	議案第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地買入協議要請について	1 件	承認 1 件
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請の件	1 件	許可 1 件
動 議	提出者	件 名	審議結果	
	番			
	番			
署 名	議長（会長）			印
	13 番 野澤 敬裕	印	14 番 永田 達也	印

議 事 次 第	
議長	只今より、「平成30年第9回池田町農業委員会総会」を開催いたします。 定足数の確認をいたします。 本日の出席委員は、17名です。 よって定足数に達しておりますので本総会は成立しております。
議長	日程1、議事録署名委員を「会議規則第11条第3項」により指名いたします。 13番野澤委員、14番永田委員を指名いたします。
議長	日程2、会期の決定についてお諮りいたします。 本総会を本日1日間とすることに異議ありませんか。 —異議なしの声— 異議がありませんので、本総会を本日1日間といたします。 日程3、事務局報告は、日程9の次に行います。
議長	日程4、報告第1号「農地法第18条の規定による通知の件」を事務局より報告させます。
事務局 (吉園)	—報告第1号を朗読— 以上です。
議長	事務局の報告が終わりましたので、ここで質問を許します。 何か質問はありませんか。 —ありませんの声— 無いようですので、報告第1号は、「報告済み」といたします。
議長	日程5、報告第2号「農業振興地域整備計画の変更（用途変更等の軽微な変更）に係る専決処分」を事務局より報告させます。
事務局 (吉園)	—報告第2号を朗読— 農業振興地域整備計画の変更に係る協議回答： 当該農地において、池田町農業振興地域整備計画の変更については、支障ない。 以上です。
議長	事務局の報告が終わりましたので、ここで質問を許します。 何か質問はありませんか。 —ありませんの声— 無いようですので、報告第2号は、「報告済み」といたします。
議長	日程6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。 番号1を事務局より説明させます。
事務局 (吉園)	—議案第1号を朗読 番号1を説明— 本件については、農地法第3条の申請書の審査においては、許可要件を満たしています。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたので、本件についての「周辺地域との調和要件」等について、地区担当委員の6番吉野裕治委員の意見を求めます。
6番 吉野委員	問題ありません。
議長	地区担当委員としては問題ないとの意見でありましたが、本件について質問・意見を許します。 何か質問・意見はありませんか。 —ありませんの声— 無いようですので、お諮りいたします。 番号1について、申請どおり許可することに異議ありませんか。 —異議なしの声— 異議がありませんので、申請どおり許可することに決定いたします。
議長	日程7、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 番号1を事務局より説明させます。
事務局 (吉園)	—議案第2号を朗読、番号1を説明— この件に関する、利用調整会議を9月20日午後開催しており、調整委員長は、10番福田委員であります。 該当する土地の所在につきましては、7ページ下段の図①と示しています。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたので、ここで福田委員長から「利用調整会議」の経過報告を求め

	ます。
10番 福田委員	<p>利用調整会議の経過報告をいたします。</p> <p>9月20日午後1時より社会福祉センター3号会議室において農業経営基盤強化促進法による利用調整会議を開催しております。</p> <p>調整委員は、1番丸山委員、3番井上委員、10番福田で構成し、互選により私が委員長となりました。</p> <p>はじめに事務局より申出内容に関する説明を受け、現地調査に向かいました。</p> <p>現地は、〇〇〇〇〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇支線を右折し、200メートル進んだ道路の両側に〇〇〇〇〇〇の一部の転作田が位置し、さらにその北側には〇〇〇〇〇〇の一部の普通畑、その北側に〇〇〇〇〇〇の一部の転作田がいずれも平坦で比較的條件が良く見受けられました。〇〇〇〇〇〇の北側で一段低くなった所には〇〇〇〇〇〇の一部の転作田もありました。〇〇〇〇〇〇から南側には〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の転作田、並びに〇〇〇〇〇〇の普通畑がこちらも平坦で条件の良い箇所とみてきました。さらに150メートル程進んだ先には〇〇〇〇〇〇の一部の普通畑がありました。</p> <p>現地調査後、社会福祉センターに戻り審議を再開しました。</p> <p>受け手の〇〇〇〇さんは地元の調整も取れており、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、借り受け適格者と認め、価格の設定に入りました。</p> <p>土地条件、近傍価格等を参考に、審議の結果、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の一部の転作田について、10アール当り〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇の一部の転作田について、10アール当り〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の一部の普通畑について、10アール当り〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇の一部の普通畑について、10アール当り〇〇〇〇〇〇円と決定しました。</p> <p>両者に入って頂き、価格を提示したところ両者に同意を頂きましたので、農用地利用集積計画原案を作成いたしました。</p> <p>以上で、利用調整会議の経過報告を終わります。</p>
議長	<p>委員長報告が終わりましたので、ここで質問・意見を許します。</p> <p>何か質問・意見はありませんか。</p> <p>—ありませんの 声—</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>番号1について、計画書どおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>—異議なしの 声—</p> <p>異議がありませんので、計画書どおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程8、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地買入協議要請について」を議題といたします。</p> <p>番号1を事務局より説明させます。</p>
事務局 (吉園)	<p>—議案第3号を朗読、番号1を説明—</p> <p>この件に関する、利用調整会議を9月20日午後1時に開催しており、調整委員長は、10番福田委員です。</p> <p>該当する土地の所在につきましては、8ページ下段の図①と示しています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、ここで福田委員長から「利用調整会議」の経過報告を求めます。</p>
10番 福田委員	<p>利用調整会議の経過報告をいたします。</p> <p>9月20日午後1時より社会福祉センター3号会議室において、農業経営基盤強化促進法による利用調整会議を開催しております。</p> <p>調整委員は、1番丸山委員、3番井上委員と10番福田で構成し、互選により私が委員長となりました。</p> <p>最初に事務局より申出内容に関する説明を受け、現地調査に向かいました。</p> <p>現地は、〇〇〇〇〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇線を右折し、西へ約500メートル進んだ道路の左手にあり、〇〇さんの宅地裏に一部ガッキのある平坦な普通畑ですが、南側は水はけが悪い状況でした。</p> <p>現地調査後、社会福祉センターに戻り審議を再開しました。</p> <p>受け手の〇〇〇〇さんは、地元の調整もとれており、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、買い受け適格者と認め、価格の設</p>

	<p>定に入りました。</p> <p>土地条件、近傍価格等を参考に審議の結果、〇〇〇〇〇〇の普通畑について、10アール当り、〇〇〇〇〇〇円と決定しました。</p> <p>この単価に面積をかけて〇〇〇〇〇〇円となり、千円未満を切り捨てし、総額〇〇〇〇〇〇円と決定いたしました。</p> <p>両者に入っていたいただき、価格を提示したところ、同意をいただきましたが、出し手の〇〇〇〇さんは、すぐに農地の売払いを希望する一方で、受け手の〇〇〇〇さんは、ただちに買い受けることが難しいということから、利用調整会議では不調扱いとなり、農地売買支援事業による買受けを予定し、北海道農業公社による農地の買入れ要請をこのたび提案するものであります。</p> <p>なお、受け手の〇〇〇〇さんは代表取締役〇〇〇〇さんの奥さんである〇〇〇〇さんを代理人と定め、委任状を提出しております。</p> <p>以上で、利用調整会議の経過報告を終わります。</p>
議長	<p>委員長報告が終わりましたので、ここで質問・意見を許します。</p> <p>何か質問・意見はありませんか。</p> <p>—ありませんの 声—</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>番号1について、買入協議要請をすることに異議ありませんか。</p> <p>—異議なし の声—</p> <p>異議がありませんので、買入協議要請をすることに決定いたします。</p>
議長	<p>日程9、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題といたします。</p> <p>番号1を事務局より説明させます。</p>
事務局 (吉國)	<p>—議案第4号を朗読 番号1を説明—</p> <p>この件について、9月20日午後特別委員会を開催しており、特別委員長は、10番福田委員です。</p> <p>該当する土地の所在につきましては、9ページ下段の図①と示しています。</p> <p>なお、議案書とは別に第9回農業委員会総会議案等関係資料を配布しております。</p> <p>本件は「農地法第5条の規定による許可申請審査調書」を農業委員会の審査資料として配布しております。</p> <p>農業委員会の判断：転用目的が「簡易牛舎の建設」であり、既存の宅地内及び農業用施設用地内では建設場所の確保が困難なため、周辺農地に影響のない農地を農業用施設用地へ転用することはやむを得ないものと認める。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、ここで福田特別委員長から「特別委員会」の経過報告を求めます。</p>
10番 福田委員	<p>特別委員会の経過報告をいたします。</p> <p>9月20日午後1時より社会福祉センター3号会議室において農地法第5条の規定による転用許可申請に係る特別委員会を開催しております。</p> <p>委員会は、1番丸山委員、3番井上委員、10番福田で構成し、互選により私が委員長となりました。</p> <p>事務局より簡単な説明を受け、現地調査に向かいました。</p> <p>現地は、〇〇〇〇〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇支線を右折し、約80メートル進んだ〇〇さんの宅地南側に〇〇〇〇〇〇の普通畑、さらに西側へ隣接して〇〇〇〇〇〇の転作田がありました。</p> <p>転用計画では、既存の宅地、農業用施設用地では、建設場所の確保が難しいため、当該申請地に簡易牛舎を建設する内容となっていました。</p> <p>現地調査後、社会福祉センターに戻り審議を再開しました。</p> <p>農地転用許可基準による判定を行った結果、転用目的が簡易牛舎の建設であり、他に適当な土地が無く、周辺農地への影響もないものとみて、転用はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>なお、当該申請地番に隣接して国有地があり、そこを水路が流れているため、その水路に支障を来さないようにする旨の特記事項を付けることにしました。</p> <p>以上で、特別委員会の経過報告を終わります。</p>
議長	<p>特別委員長報告が終わりましたので、ここで質問・意見を許します。</p> <p>何か質問・意見はありませんか。</p> <p>—ありません の声—</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。</p>

	<p>番号1について、申請のとおり許可することに、異議ありませんか。</p> <p>—異議なし の声—</p> <p>異議がありませんので、申請のとおり許可することに、決定いたします。</p>
議長	<p>日程3の事務局報告に戻ります。</p> <p>事務局より報告させます。</p>
事務局 (吉園)	<p>平成30年8月31日開催の平成30年第8回農業委員会総会以後の事務局報告につきましては、記載のとおりとなっております。</p> <p>以上で、事務局報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局の報告について、何か質問があればお受けいたします。</p> <p>無いようでしたら、事務局報告を終了させていただきます。</p> <p>以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして閉会いたします。</p>